

# 学校いじめ防止基本方針（富士市立吉原東中学校）

## 1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。学校は、生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供すること、そして、主体的に取組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという、自己有用感を育んでいかなければなりません。教職員全員で、生徒に寄り添った関わりをしていきます。

いじめが発見された場合には、初期対応に全力にあたります。まず第一にいじめられた生徒、あるいは保護者の思いを受け止め、同じ立場に立って寄り添う事が大切です。そして、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が協力し、いじめられた子どもへの支援はもちろんのこと、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組みを確認し、速やかに対応していくことが求められています。

また、状況に応じては、警察や児童相談所、医療機関、教育委員会などの関係機関等と連携することも必要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

## 2 基本的な考え方

国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」では、「いじめ」は執拗な嫌がらせや暴力だけでなく、ちょっとした冗談のつもりでやったことや、良かれと思ってやった行為であっても、その行為を受けた子どもが苦痛を感じているのであれば、それは「いじめ」と捉えると謳われています。

建学の精神を「穆如清風」と掲げ、人に優しい学校を目指す吉原東中学校は、よりよい人間関係づくりを大切にし、相手の気持ちを思いやる心、相手に寄り添う心を、全教職員で育てていきます。

## 3 いじめの防止等の対策のための組織

<いじめ対策委員会（以下、委員会）> 月1回開催

構成員：校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭

<拡大いじめ対策委員会（以下、拡大委員会）>

構成員：いじめ対策委員

+ PTA会長・副会長、学校評議員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、富士警察署サポートセンター、青少年相談センター、学校教育課等

## 4 いじめ防止等のための対策

### (1) 人権教育の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて人権教育等の充実を図ります。

① 生徒が問いをもち、教材や題材、仲間や教師、地域の方々や先哲の教え、更には自分自身と対話しながら、学ぶ楽しさを実感することのできる授業づくりを行う。

- ② 人権教育年間指導計画の作成（学級経営、道徳教育、各教科、特別活動等）
  - ・「参加体験型人権学習ワークシート」「静岡県人権教育の手引きすぐ使えるワークシート集」を活用する。
- ③ Q-Uや人間関係づくりプログラム等の実施
- ④ 道徳教育で、思いやり、生命尊重等の価値に気づく指導を通して、いじめを許さない心を育む。
- ⑤ 県総合教育センター発行「ハロー電話ともしび」や富士市青少年相談センター発行「ほっとテレフォン・ふじ」の資料配布、掲示、学校便りへの掲載。
- ⑥ 前年度末の小中連絡会には全教員が出席し、情報交換をする。
- ⑦ 小・中学校ネット安全安心講座の開催
- ⑧ 情報モラル教育の推進（技術科の授業等）

## (2) 子どもの自主的活動の場の設定

学級活動や生徒会活動など、子どもが自主的にいじめについて考える機会を設けます。

- ① 「ありがとうのメッセージ」の作成（生徒会）
- ② 「いじめについて考える全校討論会」の実施（生徒会）
- ③ 「吉原東中：携帯・スマホ・ゲームの約束」を生徒総会で見直し、確認する。（生徒会）

## (3) 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発します。

- ① 保護者会や学級懇談会等で、「ひとりではなやまないで！」（富士市教育委員会発行）、「いじめのサイン発見シート」（文部科学省発行）等の資料配布
- ② PTA役員会での報告、PTA総会での周知
- ③ PTA総会にて、「富士市いじめ防止基本方針リーフレット」の配布と説明
- ④ 地域ボランティアとの連携
  - ・登下校の状況で気になることの連絡をしていただく。
- ⑤ 学校ホームページの活用。学校での生徒の活躍している姿を発信し、地域での声掛けにつなげていただく。また、「吉原東中学校いじめ防止基本方針」を掲載し、理解・協力を得る。
- ⑥ ネット上のいじめについては、保護者と緊密に連携・協力し、学校と家庭で指導していく。フィルタリングや家庭でのルールづくりを呼びかける。

## (4) いじめに関する教職員の研修

教職員に対し、事例検討などの研修を計画的に行います。

- ① 静岡県教育委員会発行の「人権教育の手引き」を活用した校内研修（人権感覚の高揚）
- ② スクールカウンセラーを講師にした研修（年1回実施）
- ③ 人権教育の研修会参加

## (5) いじめの早期発見・早期対応

子どもに対する日常的な観察を基盤に、定期的な教育相談とアンケート調査を行います。

- ① アンケートの実施
  - a メンタルセルフチェックシート（毎月実施）
  - b 実施後集計し、集計結果を基に委員会で対策を検討
- ② 担任による教育相談の実施

- a 年3回実施 (6月 11月 2月)
- b いじめの訴えがあった場合、委員会で対策を検討
- ③ 養護教諭、スクールカウンセラーによる教育相談の実施
- ④ 日々の日記での担任とのやりとりを大切に、生徒との信頼関係を築いてく。
- ⑤ 校務パソコン内に、いじめ認知フォルダーを設置し、全教員で情報を共有する。
- ⑤ 朝や休み時間、昼休み等、生徒と同じ空間にいる時間を増やす。
- ⑦ ネット上のいじめは最も見えにくい。家庭で「メール等の着信があっても出ようとしない」「最近スマホや携帯電話を操作する時間が急激に減った」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼する。

## 5 いじめに対する措置

### (1) いじめの情報を受けた場合は、直ちに委員会を開きます。

また、いじめアンケート実施後は、情報がなかった場合でも開きます。

- ① いじめが確認された場合は、委員会が中心となり、組織的ないじめ対応イメージを共有します。
  - a 情報を集める
    - ・いじめの相談を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときは、早期に事実確認を行うとともに、いじめが確認された場合には、設置者に報告します。
  - b 指導・支援体制を組む
    - ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応します。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求めます。
  - c 子どもへの支援・指導を行う。同時に、保護者と連携する。
    - ・いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との関係に配慮し、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとります。

### (2) いじめられた生徒・保護者への支援

#### ① 生徒への支援

- ア 本人の気持ちを受入れ、共感することで心の安定を図ります。
- イ 「最後まであなたを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- ウ 事実確認をするとともに、安心して翌日からの学校生活が送れるよう、今不安に思っていること(いじめた児童生徒との距離感等)を十分に聴き、安全の確保を約束します。
- エ 「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう配慮します。
- オ その日のうちに保護者に連絡することを伝え、状況によっては、保護者に直接引き渡すような対応をします。

※心的外傷後ストレス障害(P T S D)等のいじめによる後遺症が考えられる場合、心のケアを丁寧に行います。

#### ② 保護者への支援

- ア その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝えます。
- イ 「最後までお子さんを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- ウ 学校の方針を伝え、今後の対応について説明し、理解を得るようにします。その際、5日間程度の支援策(誰が、誰に、いつまでに、何をするか)を具体的に提示します。
- エ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。

- オ 学校は、今後も継続して家庭と連絡を取り合い、解消へ向けて取り組んでいくこと、家庭では、子どもの変化に注意してもらい、どんな小さなことでも学校に相談するよう伝えます。
- カ 聴き取り調査やアンケート等で新たに分かった情報を適切に保護者に伝えます。

### (3) いじめた生徒への指導・支援とその保護者への対応

#### ① 生徒への指導・支援

- ア 事実関係を確認するための聴き取りを行います。複数の児童生徒が関係している場合には、個別に同じ時間に聴き取りを行います。
- イ 頭ごなしに叱ることは避け、不満や不安がある場合にはしっかり聴く中で、いじめられた側の気持ちを理解させるとともに、「いじめは人として決して許されない行為」であることをじっくりと理解させていきます。
- ウ 児童生徒が抱える問題など、いじめに至る心理的な背景にも目を向けながら、粘り強い指導を行う中で、自らの行為の責任について自覚させます。
- エ その日のうちに保護者に連絡することを伝えるとともに、状況によって、保護者に直接引き渡すような対応をします。
- オ 指導後も、引き続き状況の確認を行い、必要な支援を行います。場合によっては、ケース会議を開催し、支援方法等を検討していきます。

#### ② 保護者への対応

- ア その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝えます。
- イ 事実に対する理解を得た上で、今後の対応について説明します。  
(いじめた児童生徒への謝罪、解消に向けての具体的な取組等)
- ウ 事態の改善、解消に向けて、学校と連携して今後の対応を適切に行えるよう、協力を求めます。
- エ その後の学校での状況等を随時保護者に報告します。また、保護者への助言を継続的に行います。

### (4) 周りの子どもたちへの対応

- ア 複数の教職員の体制の中で、担任等の思いを伝える場を設けます。
- イ いじめを見て見ぬふりをすることや傍観していることも、いじめを肯定していることになることを理解させます。また、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを伝えます。
- ウ いじめをはやしたてるなど同調している人は、いじめに加担している行為であることを理解させます。
- エ 「いじめられている側にも問題がある」という考え方は間違いであることを理解させ、いじめられている児童生徒の気持ちや立場を考えさせます。
- オ いじめを自分の問題として捉えさせます。

## 6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断します。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるも

のを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会、又は学校の判断により、より長期の期間を設定します。

## (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。

## 7 重大事態への対応

### ① 調査

重大事態が発生した場合には教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行います。

調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査します。

調査結果は、市教委が市長へ報告すると共に、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供します。

### ② 各対応

- a 生徒対応（担当：生徒指導主事）
  - ・臨時全校集会等の開催
- b 保護者対応（担当：教頭）
  - ・臨時保護者会の開催
- c 警察対応（担当：教頭）

いじめの重大事態への対応は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日：文部科学大臣決定、最終改訂：平成29年3月14日）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月：文部科学省）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月：文部科学省初等中等教育局）等に基づき、以下のような流れで、学校、教育委員会が連携して行います。

# 重大事態対応の流れ

## 教育委員会への報告

・学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告します。

- ア 「生命心身財産重大事態」が起こった場合
- イ 欠席期間が30日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
- ウ イの後、「不登校重大事態」に至った場合
- エ 児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

## 調査主体の判断

重大事態についての調査を、学校が主体となるか、教育委員会が主体となるかの判断は教育委員会が行う。

### 学校が調査主体の場合

- ・学校いじめ対策組織に、指導主事、S S W、学校評議員、P T A代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。
- ・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。

### 教育委員会が調査主体の場合

- ・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。
- ・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

・いずれの調査主体となった場合も、学校及び教育委員会は、重大事態の調査に積極的に協力する。

## いじめを受けた児童生徒及び保護者への説明・報告



## 調査対象者及びその保護者への説明・報告



## 市長及び教育委員への説明・報告等



## 調査結果を踏まえた必要な措置

学校が調査主体の場合、学校が行う

教育委員会が調査主体の場合、教育委員会が行う

教育委員会が行う

学校と教育委員会が連携して行う

# 組織的対応

## いじめではないか、という疑いをもつ（認知）

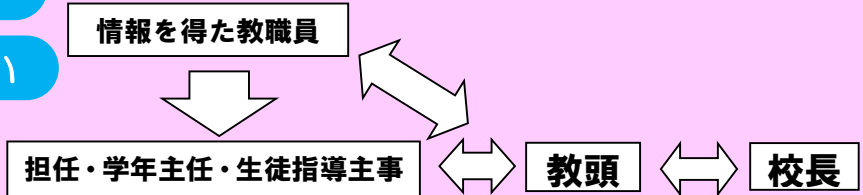
1 発見

- 他の生徒からいじめの情報を聞いた
- いじめらしき現場を発見した
- 生徒の言動から気になった
- 生徒や保護者からの相談、訴えを受けた
- 家庭や地域の人からいじめらしき情報を聞いた
- アンケートの回答で確認した
- 関係機関からいじめに関する連絡を受けた
- 養護教諭、SC等から情報を聞いた

## 抱え込まない

## 個人で判断しない

2 情報収集



## いじめを受けた生徒を徹底して守り通す

3 事実確認

事案によっては、全メンバーが集合せず、機動的に対応する。

### 学校いじめ対策委員会

報告・共通理解

調査方針・方法の決定

- 目的
- 優先順位
- 担当者
- 期日等

適宜連絡

保護者

4 方針の決定

職員会議

情報共有

即日中に対応する

事案の状況により、構成員を再編成  
 ・校長 ・教頭・生徒指導主事・各学年主任・養護教諭  
 +  
 ・該当クラスの担任 ・教科、部活動等関係する教職員

連絡・相談

指導・助言

SC, SSW  
指導主事派遣

教育委員会

5 対応

いじめ解消に向けての指導・支援

関係機関

- 青少年相談センター
- こども家庭課
- 児童相談所
- 富士警察署
- 医療機関
- 等

6 経過観察・解消

継続指導・経過観察

事態解消の判断：被害生徒が、いじめの解消を自覚し、関係生徒との関係が良好となっている。（少なくとも3ヶ月）

日常の指導体制の充実

関係が改善されない

調査・事実関係の把握へ